

平成26年度事業計画書

社会福祉法人長崎市社会福祉事業団

目 次

平成26年度基本方針	1
事務局	2
身体障害者福祉センターA型	4
地域活動支援センターⅡ型事業	6
障害児等療育支援事業	7
相談支援事業	9
自立訓練（機能訓練）事業	11
障害者就労支援相談所運営事業	12
障害者雇用開拓事業	14
児童発達支援センター「さくらんぼ園」	16
診療所	20
母子生活支援施設「白菊寮」	24

平成26年度基本方針

社会福祉法人長崎市社会福祉事業団は、「長崎市障害福祉センター」及び「母子生活支援施設(白菊寮)」の運営主体として平成4年4月1日から長崎市の委託を受け両施設の管理運営を行ってきました。この間、平成18年度からは、長崎市における指定管理者制度の導入により本事業団も長崎市の指定管理者として、障害児・者、母子福祉の向上と増進に寄与してきました。このような中、平成26年度は、平成22年度から5年間指定を受けた指定管理者としての業務の最終年度となります。

平成26年度の主な取り組みについてですが、障害福祉センターでは、障害者相互の交流や健康づくりの場としての目的に沿って様々な講座や行事を実施することで、障害者の生きがい支援に努めるとともに、センター内での日常生活を安全安心に過ごすことができるように環境の整備を図ります。

児童発達支援センター「さくらんぼ園」では、相談・診療・訓練・通園等の各部署と連携をとりながら、専門機能を発揮し、子ども達の発達と家族の支援に努めます。

診療所においては、診療により発達に障がいのある児あるいは疑いのある児を早期に発見し、適切な療育につなげます。また、療育の充実を図るため、作業療法士・言語聴覚士を増員します。

障害者の自立と社会参加を図るため、相談支援、就労相談支援及び雇用開拓事業等の充実に努めます。

母子生活支援施設「白菊寮」では、利用される母と子にとって安全で安心できる環境を用意し、児童の健全育成を始め母と子の早期自立を目指します。

今後とも、障害児者のニーズに応じた利用者本位のきめ細かな福祉サービスを提供するとともに、積極的な情報公開により透明性の高い施設運営を目指します。

終わりになりますが、職員の資質向上、能力開発などのため、研修の充実に図り、そのうえで、職員一人ひとりが、長崎市の設置した社会福祉法人としての責任と自覚を持って、業務に当たるようにします。

事務局

1 事業概要（法人全般の運営）

- (1) 予算、決算に係る定例理事会・評議員会をそれぞれ開催します。また、必要に応じて理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確かつ迅速に対応できるように、長崎市及び関係機関と連携し、層の厚い支援体制に努めます。
- (3) 利用者が求めている福祉サービスは、より多様・高度化してきていますが、そのニーズに応えるためには、職員の一層の資質向上が必要です。このため、今後の福祉施策の展開を常に把握したうえで事業を行うとともに、職員研修の充実を図ります。
- (4) 職員が安心して働けるように、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員の周知を徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2 職員体制（平成26年度の職員配置予定）

	課名	業務内容	配置状況	正規(嘱託)
事務局	総務課	・法人業務に関すること ・センター・白菊寮の総務に関すること ・建物の維持管理に関すること	・センター長(医師) ・事務局長 ・作業療法士 ・事務職員	(1) (1) 1 1 (3)
	白菊寮	・母子生活支援施設に関すること	・寮長 ・母子支援員 ・少年指導員 ・少年指導員補助	(1) (2) (1) (1)
障害福祉センター	支援課	・相談支援業務に関すること ・身体障害者福祉センターA型業務に関すること ・地域活動支援センターⅡ型事業に関すること ・自立訓練(機能訓練)事業に関すること ・貸館業務に関すること ・手話通訳に関すること ・送迎に関すること	・ソーシャルワーカー ・相談員 ・手話通訳士 ・聴覚言語相談員 ・視覚障害者リハビリテーション指導員 ・保育士 ・事務職員 ・雇用開拓員	2 (5) 3 (1) (1) (1) 2 1 (1)
	さくらんぼ園	・児童発達支援センターに関すること	・園長 ・保育士(児童指導員含む。) ・栄養士 ・調理員 ・運転士	1 3 (12) (1) (1) (2)

	リハ療育課	・リハビリに関すること ・発達障害者支援に関すること	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・臨床心理士 ・スポーツ指導員	4 (2) 3 (2) 4 (1) 2 (2) 1 (2)
	診療所	・診療所に関すること	・副センター長(医師) ・診療所長(医師) ・看護師 ・医療事務職員	(1) 1 (3) (1)
計				29 (49)

※育児休業中の理学療法士1名を含む。

3 防災計画

- (1) 総合避難訓練を夏、冬の2回実施します。
- (2) 防災設備等の点検・整備を随時行い万全を期します。

身体障害者福祉センターA型

1 運営方針

利用者個人の尊厳と意向を尊重した福祉サービスを総合的に提供することで、利用者一人ひとりが、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるように支援します。

2 事業概要

当センターの施設・設備等を提供し、訓練、スポーツ・レクリエーション、創作活動、社会適応訓練の指導を行います。このほか相談支援やボランティア活動の推進、手話通訳士の派遣を行います。

3 現状と課題

活動発表の場であり、地域との交流事業でもある「文化祭（うちステージ部）」では盛り上がりを見せながらも、ここ数年新しいグループの参加が少なくなっています。指導者の問題やメンバーの高齢化などにより、今後の活動継続が困難というグループも出始めているため、グループの育成や支援について意識的に取り組んでいく必要があります。

4 実施計画（目標）

① 施設・設備等の提供

障害者や障害者団体等に対し、スポーツ・レクリエーションや、文化的活動・研修等の活動の場を提供します。また一般利用者に対しても有料での貸室提供をします。

② 訓練、スポーツ・レクリエーション、創作活動、社会適応訓練の指導

- ・訓練については、健康体操等を障害者スポーツ指導員及び理学療法士の指導のもと実施し、利用者の機能向上に努めます。また、必要に応じて作業療法士も関わりアドバイスをします。
- ・スポーツ・レクリエーションについては、年間を通して曜日と時間で設定した様々なプログラムを用意し、利用者が自由に選択し参加できるようにしています。また、「長崎県障害者スポーツ大会」及び「長崎がんばらんば大会」への周知と参加を促します。
- ・創作活動については、月曜日～金曜日まで、クラフト等の手工芸製作を行います。
- ・社会適応訓練については、言語聴覚士による失語症のグループ訓練を行います。

③ 更生相談

ソーシャルワーカーと相談員が、センターの利用相談や、必要な生活、医療、訓練等に関して適切な指導や助言を行います。

④ 講座の開催

センター利用の促進と仲間づくりの場を提供するため、スポーツ系や趣味・文化系の各種講座や、視覚障害者を対象とした講座も継続して行います。

とりわけ、昨年度好評だった「リラグゼーション」を継続して実施します。

また、利用者の高齢化や健康志向を考慮し、健康づくりに特化した講座も実施します。

⑤ ボランティアの育成

センター事業に協力していただくサポーター登録者の拡大と、能力を活かしていただくための研修会を開催します。

⑥ 広報

地域住民など幅広い方々にセンターを知っていただけるよう、また障害福祉の啓発につなげていけるように、ホームページやパンフレット、機関誌等による広報の充実を図ります。

⑦ 障害者関係団体等との連携

障害者関係団体及び他の福祉施設との連携を強めます。

⑧ 年間行事

センター利用者の交流の場として、水泳記録会、ボッチャ大会、わのわリング大会、ふうせんバレーボール大会、フライングディスク大会を開催します。

⑨ 手話通訳士の派遣

派遣依頼により、病院、学校、事業者などへ手話通訳士が同行（同席）します。

また、長崎市手話奉仕員派遣のコーディネートを行います。

5 人員配置

① 貸館業務・講座職員

事務職員

② スポーツ・レクリエーション関係職員

障害者スポーツ指導員、理学療法士

③ 手話通訳

手話通訳士

④ 関係職員

ソーシャルワーカー、相談員、聴覚言語相談員、視覚障害リハビリテーション指導員等

地域活動支援センターⅡ型事業

1 運営方針

在宅の障害者に対し、社会との交流促進、生活の改善、身体機能の維持向上等につなげるための必要な支援を行い、生きがいを高めてもらうようにします。

2 事業概要

①創作的活動、②機能訓練（自主）、③社会適応訓練、④入浴、⑤スポーツ・レクリエーションの中から各個人にあった必要なサービスを適切に提供します。また、身体障害者福祉センターA型の年間行事にも合同参加します。

3 現状と課題

社会適応訓練（パソコン）は、登録者も増え定着しつつありますので、メニューなどの工夫が必要です。また創作的活動（陶芸）は、新規参加者が得られていないため、新規利用を増やす努力が必要です。

4 実施計画（目標）

① 創作的活動

身体機能の維持・向上を図るために、「陶芸」（月4回）は外部講師が指導し、「手工芸」は自主活動を中心として関係職員が関わりながら実施します。

② 訓練

集団での体操を中心に、障害者スポーツ指導員、理学療法士等により、日常生活に必要な基本訓練と応用動作訓練を身体障害者福祉センターA型と合同で実施します。

③ 社会適応訓練

「パソコン」（月・火）は、外部講師によりグループに分けて学習をするようにします。

④ 入浴サービス

浴室において、平日の一般浴のサービスを提供します。

⑤ スポーツ・レクリエーション

障害者スポーツ指導員、理学療法士を中心に、身体障害者福祉センターA型と合同で実施するようにします。

5 人員配置

① 主体となる職員

障害者スポーツ指導員、理学療法士、看護師、事務職員

② 関係職員

言語聴覚士、ソーシャルワーカー、相談員、視覚障害リハビリテーション指導員等

障害児等療育支援事業

1 運営方針

在宅障害児・者のライフステージに応じた地域での生活を支援します。また、地域の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、在宅の障害児・者及びその家族の福祉の向上が得られるように支援します。

2 事業概要

在宅の障害児・者及び保護者や関係機関に対し、相談・助言等を通じて地域支援を行います。また、障害児療育に関わる地域の施設や施設職員等に対し、在宅障害児の療育に関する技術の指導や啓発・相談活動を行います。

3 現状と課題

- ① 園支援や他施設職員への指導を行うことが、地域での幅広い支援活動につながっています。
- ② 「おやこ広場」については、近隣のNICU(新生児集中治療室)を持つ主要病院からの直接紹介者もあり、少数ではありましたが、継続して参加される方が多く、日頃の悩みなどの不安軽減、解消の場としての役割を果たすことができました。しかし、冬場は参加者が減少傾向にあるため、更なる内容の充実や、日程の検討などが必要です。早く小さく生まれた子どもさんや発達に不安のある子どもさんをお持ちのご家族の交流の場として継続していくためにも、話しやすい環境づくりや、スタッフの知識・技術の向上などが必要です。
- ③ 保護者向け学習会、交流会として、グループ療育に参加された児の保護者を対象に、7～9月の期間に各グループ1回ずつ開催しました。そこで家庭でのお子さんの様子や就学に向けての不安などについて話をしてもらい、助言や就学後のフォローについて説明をしました。今後は開催時期と回数についての検討や保護者同士が交流できる場の提供が課題です。
- ④ 就学児相談会については、今回、取り組みの改善点として、開催時期を夏期から秋期に変更して実施しました。秋期に開催したことにより教科学習が進むにつれて学習面への困り感が増えている傾向が見えました。今後は個々の児の特性について保護者に理解を深めてもらい、学校との連携の在り方を検討するようにします。

4 実施計画（目標）

(1) 外来による療育指導

① 療育指導

障害児の療育や保護者支援を臨床心理士や保育士等で行います。また外部講師による相談等（母親カウンセリング）を月に2回程度実施します。

② およこ広場

理学療法士や保育士等により、おおよそ1歳半までの障害児や、発達遅滞のリスクをもった児及びその保護者を対象に、親子遊び、学習会、交流会を定期的（毎月1回、年10回程度）に実施します。

③ 保護者向け学習会及び交流会の開催

グループ療育に参加されている児の保護者を対象に、お子さんの特性や対応方法などの学習会や、就学についての助言等を行います。

④ 就学児相談会の開催

当センターで療育経験がある小学校新入学児に対し、フォローの一環として就学についてのアンケートを実施し、保護者相談会を開催します。

(2) 訪問による療育指導

① 訪問指導

在宅障害児・者の家庭や、保育所・幼稚園、学校等を訪問し、療育・指導等を行います。

② 巡回相談

乳幼児や学童の発達に関する相談会を地域（長崎市南部地区、外海地区）で実施します。なお外海地区では、相談支援事業で実施している巡回相談と併せて実施する予定です。

(3) 施設職員等に対する療育技術指導

① 療育支援セミナーの開催

障害児・者の療育に関わる施設（幼稚園、保育園、学校、医療機関等）職員を対象に、療育技術の習得や知識を学習するセミナーを年1回開催します。

② 施設職員に対する指導

障害児の療育の場を広げるため、医療機関や児童発達支援事業所等に対し、障害児リハビリテーション実施に向けた協力要請を行い、各種会議やリハビリテーション技術指導を積極的に行います。また、保育園、幼稚園を含めた障害児療育に関わる施設職員に対し、療育現場の見学や意見交換、医師、療法士等による助言、技術指導を行います。

③ 施設訪問による講義等

医師、療法士、相談員等が障害児・者療育に関わる施設を訪問し、医療・療育・福祉についての講義等を行います。

5 人員配置

① 療育指導を担当する職員

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

② 障害児保育を担当する職員

保育士

③ 相談支援を担当する職員

ソーシャルワーカー、相談員

相談支援事業

1 運営方針

在宅の障害児・者又はその家族からの様々な相談に対し、必要な情報の提供と各専門機関の紹介、在宅福祉サービスの利用援助等を行います。このほかにも、障害程度区分認定調査への協力、地域社会生活に移行する人や単身生活者で重度の障害がある方に対し、サービス利用計画を作成し、必要とされる関係機関との連絡調整等の支援をします。

2 事業概要

①福祉サービスの利用援助、②社会資源を活用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のための必要な援助、⑥専門機関の紹介、⑦地域自立支援協議会の運営協力、⑧障害程度区分認定調査への協力、⑨サービス利用計画作成並びに支援などを行います。

3 現状と課題

相談支援事業は、センターを幅広く利用しておられる在宅の障害者や家族の方の相談の総合窓口としての役割を担っていますが、関係機関との連絡調整も多く、相談内容も多岐にわたっています。

現在、委託事業所として自立支援協議会の運営協力や指定事業所としての計画相談も行っています。今後の当センターの果たすべき役割についての検討と相談支援体制を支えるための人材の確保が必要と考えています。

4 実施計画（目標）

① 計画相談

サービス等利用計画について、相談及び作成などの支援が必要な場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、きめ細かい支援をおこないます。

② 当事者及び関係者向け学習会

当事者や家族、関係者を対象に、生活知識や在宅福祉サービス等の知識を深めもらうための学習会を実施します。

③ ピアカウンセリング

当事者同士で悩みなどを共有する場の提供を行います（適宜開催）。

④ 巡回相談

旧合併町に居住する障害者（特に視聴覚障害が中心）とその家族を対象に、相談者のニーズに応じた時間帯や曜日を設定しての相談会を各地区年1～2回開催します。

⑤ 聴覚障害者に対する生活支援

在宅の聴覚障害者で、コミュニケーションをとる機会の少ない、ひきこもりがちの方に対し、生涯学習や文化活動、スポーツレクレーション等を内容とする、「聴覚障害者生活支援事業」を月1回実施します。

⑥ 盲ろう者に対する生活支援

盲ろう者に対し、日常生活に必要な支援（点字、身辺・家事管理等）を行うことにより、日常生活能力の向上が図られるようにします。また、月1回「視聴覚重複障害者生活支援事業」を実施し、引きこもりがちな盲ろう者が、仲間と楽しく交流できる場を作るようにします。

⑦ 中途失聴者・難聴者向け手話講座

中途失聴者や難聴者向けの手話講座を継続（10回コース及び月1回のフォロー）して実施します。

⑧ 視覚障害者に対する支援

白杖歩行訓練や点字訓練、パソコン等を使用したコミュニケーション等の生活支援に関する相談、指導を随時行います。

5 人員配置

① 相談支援専門員

ソーシャルワーカー、相談員、聴覚言語相談員、視覚障害リハビリテーション指導員

② 関係職員

医師、看護師、理学療法士、作業療法士等

自立訓練（機能訓練）事業

1 運営方針

身体障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況などその置かれた環境に応じ、身体機能、生活能力の維持・向上を図るための訓練等を適切に行い、もって障害者の地域における生活の充実が得られるような支援を行います。

2 事業概要

理学療法士や作業療法士等のセラピストが、当センター内若しくは必要に応じて家庭を訪問し、機能訓練、日常生活訓練等を行います。また、看護師による健康管理や健康相談、ソーシャルワーカーや相談員による各種相談や関係機関との連絡調整、障害者スポーツ指導員によるスポーツ・レクリエーションや手工芸の指導、視覚障害リハビリテーション指導員による歩行訓練など各種のサービスを提供します。

なお、利用者の利便性のために実施している送迎サービスを引き続き行います。

3 現状と課題

【現状】

- ① セラピスト等による個別訓練に加え、スポーツレクリエーションや自主訓練、手工芸やパソコン、看護師や相談員による健康相談や生活相談など、本人と協議し合意した個別支援計画に沿ってサービスを提供しています。
- ② 送迎サービスについては平成23年度から送迎車両が2台となり、より広い地域を運行できるようになりました。
- ③ 平成25年度の契約者数（平成26年1月末現在）は35名で、終了者12名に対して新規契約者数は10名であり、年度開始時と比べると2名減少しています。

【課題】

- ① 1月平均契約者数34名、1日平均利用者数6.6名となっており、引き続き契約者数並びに1日当たりの利用者数を増やすことが課題です。

4 実施計画（目標）

個別訓練の提供を柱に、1日平均利用者数を10名にまで増やすことを目標に、各職種間と連携し支援するようにします。

5 人員配置

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師、ソーシャルワーカー、相談員、障害者スポーツ指導員、視覚障害リハビリテーション指導員、運転士

障害者就労支援相談所運営事業

1 運営方針

障害者の就労に関する支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

このため身体障害者、知的障害者、精神障害者並びに発達障害者で就労を希望する方に対し、就労のための相談支援、雇用準備のための支援、情報提供を行うなど、就労につなげるための支援をします。

2 事業概要

- (1) 就労支援
発達障害者を含む障害者の就労に関する相談に応じています。
- (2) 就労相談
就労面接や生活全般の助言、就職先の定期訪問、定着指導などを行っています。
- (3) 情報の収集及び提供
求人情報の把握と提供、実習情報の収集と提供をしています。
- (4) 関係機関との連携
ハローワークへの紹介アシスト、求人・求職情報の共有による連携、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労支援施設との連携を行っています。

3 現状と課題

【現状】

月平均の新規登録者及び就職件数は減少傾向にありますが、就労相談件数は例年並みで推移しています。

【課題】

- ① 障害者を対象とする求人には、応募条件を厳しくしたものが多いため、一般求人からの検索が必要になっています。
- ② 就労希望者は、意思、意欲、能力に課題が残る登録者が多く見られますので、ハローワーク、障害者職業センター等との密接な連携が必要です。
- ③ 「履歴書の書き方」等を始めとする各種就労支援の推進に当たっては、ハローワークとの連携強化が一層必要となっています。
- ④ 各々の業務運営を活用しながら、利用者の方々の満足が得られる相談業務を実施していくことが当相談所に求められる命題と考えています。

4 実施計画（目標）

- (1) 就労相談
 - ① 応募に当たっての、「履歴書の書き方」、「面接方法」等について助言します。
 - ② 就労先へ定期的に訪問し、就労先での定着を図ります。

- (2) 情報の収集と求人情報の提供
求人職種、給与・待遇面などの求人情報を収集し、求職者に提供します。
- (3) 雇用準備のための支援として、就労支援施設の情報の充実を図ります。
- (4) 福祉就労から一般就労への支援の強化を図ります。

5 人員配置

障害者就労支援相談員

障害者雇用開拓事業

1 運営方針

障害者雇用を広めるため、企業訪問や事業所見学会等において障害者雇用の啓発活動を行い、雇用への関心を喚起するとともに雇用に関する正しい知識の普及と理解を得ることで、障害者雇用の促進を図ります。

2 事業概要

法定雇用が課せられない企業（常用労働者数：50人未満）を重点的に訪問し、障害者雇用の経験がない事業主や、雇用に関心はあるが自社雇用には課題や不安を持っておられる事業主に対し、障害者雇用の啓発と企業ニーズに対応した相談・助言を行っています。

また、事業主や人事担当者等を対象に、障害者雇用に取り組んでいる事業所の見学会を開催し、障害者雇用への理解と雇用への取り組みを促進するようにしています。

雇用ニーズがある事業主や人事担当者に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、企業ニーズに対応した相談・助言を行い、雇用開拓に向けた働きかけを行っています。

3 現状と課題

【現状】

(1) 医療介護事業、製造業、卸小売業などを中心に啓発活動を実施

① 事業主から、障害者雇用の現状や課題について聞き取りを行い、障害者雇用について理解を深めてもらうとともに、雇用に関わる環境整備、職務の選定、定着支援など、事業主が抱えている不安や課題に対し、事業所ニーズに対応した相談助言を行っています。

② 参考として、障害者雇用に取り組んでいる企業の雇用事例（DVD他）を活用し、障害者の職場配置と定着支援、関係機関との連携についての情報提供を行っています。

(2) 障害者雇用に関わる事業主支援として、ハローワークや障害者職業センター等が行う支援制度や助成金についての施策内容の情報提供をしています。

(3) 雇用が見込まれる企業情報(事前承諾)をハローワークへ提供し、具体策の検討に向けた連携を実施しています。

① 障害者就職合同面接会の参加勧奨

② ハローワーク就労支援コーディネーターとの企業同行訪問

【課題】

- ① 平成25年4月の障害者雇用促進法の一部改正により、法定雇用の適用企業が拡大されたこともあって、徐々にではありますが、企業の障害者雇用への関心も高まりつつあります。

一方、構造的な要因により、厳しい経営環境にある業種も多く、障害者雇用は、職務適応、生産性の面が障壁となっているケースも多くあります。

関係支援機関との連携を深め、より事業所ニーズにマッチした相談対応の必要があると考えています。

- ② 介護事業分野では、利用者のQOLの向上が社会的に求められている中、業務の細分化、分業化により障害者雇用の機会が期待できますが、通所介護やグループホームのみを営む事業所には営利法人が多く、固定費の抑制に加え、要介護度が高い利用者への対応面など、障害者の職場配置は困難な状況となっています。

この対策として、雇用相談の活動対象を特養ホームなどの多目的施設を持つ事業所（従事者規模50人～100人未満）まで拡大することが必要と考えます。

- ③ 農業分野（営農法人）では障害者が就労可能と思われる仕事も多く、一部の事業所では障害者雇用を理解を示されているところもありますが、営農地や作業場が市外や遠隔地に位置しているため、通勤手段がネックとなっています。

4 実施計画（目標）

(1) 障害者雇用啓発

- ① 障害者雇用の経験がない事業主や雇用不安を抱えている事業主に対して、障害者雇用への関心を深めてもらうため、課題や不安についての相談・助言を丁寧に行うようにしています。
- ② 雇用事例DVDの活用により、障害者の職場適応に有効な支援制度や助成金の活用についての情報提供を行い、障害者雇用についての理解を事業主へ深めてもらうように働きかけます。
- ③ 障害者雇用に関心を示された事業所を対象とした障害者雇用事業所の見学会を行い、障害者雇用への理解と雇用への取り組みを促進します。見学先は介護事業所（特養ホーム）、食品製造業、飲食業、就労支援施設A型事業所等での実施を考えています。

(2) 障害者雇用開拓

- ① 雇用が見込まれる事業主に対して、ハローワークとの連携を密に取り、雇用に向けた具体的な進展を図ります。
特に、過去の相談事案の中で、雇用に検討の意思がある事業所（60件）に対し、継続的な働きかけを行うようにします。
- ② 当就労相談所との連携による相乗効果を高めるために、雇用ニーズがある企業情報の共有に努めます。

5 人員配置

障害者雇用啓発推進員

児童発達支援センターさくらんぼ園（単独通園部門）

1 運営方針

心身の発達に遅れのある児童を早期療育することで、個々の成長と発達状況に合わせた様々な遊びを経験させ、認知・行動・感覚の発達を促し、健康な身体づくり、基本的な生活習慣の確立とコミュニケーション能力の育成等を図ります。

このほか、家族との連携を密にし児童の発達状況にあった療育に努めるとともに、関係機関と連携を図るなどして、質の高いサービス提供と早期療育システムの確立に努めます。

2 事業概要

心身の発達に遅れのある児童を保護者のもとから通園させ、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りのための療育を行っています。

3 現状と課題

【現状】

- ① さくらんぼ園の単独通園部の定員は30名ですが、ここ数年の傾向として並行通園する児童や他の医療機関での訓練を利用する児童が増えています。
- ② 今年度は広汎性発達障害や自閉症児や重複の障害を抱えた児童が園全体の7割を占めていますが、身体障害の児が多い年度もあり、個々の障害や発達に応じた適切な療育スキルが求められています。

【課題】

- ① 1日の利用実績が減少していますので、1日の利用人員の増加対策が必要です。
- ② 保育所等訪問支援事業については、実施に向けた体制整備が必要です。
- ③ 引き続き障害の重度化、多様化が進行していますので、保育士の療育スキルを高める必要があります。
- ④ 職員間の連携を強化し、療育の方法を検討・工夫し、療育の質を高めていく必要があります。

4 実施計画（目標）

(1) 年間行事

- ・遠足、夏祭り、運動会、クリスマス会、豆まき、卒園式などを実施します。
- ・誕生会、避難訓練を毎月1回実施します。
- ・交流保育（長崎市内の保育所、保育園等）を年10回程度行います。
- ・身体測定を2か月に1回実施します。
- ・歯科健診を年1回、内科健診を年2回実施します。
- ・蟯虫検査を年2回実施します。

- (2) 家族に対する支援
 - ・親子保育を含むプール療育を週1回実施します。
 - ・家族教室（専門スタッフによる保護者対象の勉強会や給食・食育に対する理解を深めてもらう調理実習）を年10回実施します。
 - ・個人面談・個別の支援計画の作成及び評価などを年3回実施します。
 - ・家庭訪問や保護者懇談会を必要に応じて実施します。
- (3) 専門スタッフとの連携
 - ① 医師との連携
児童に緊急事態が発生した際には、当センターの医師・看護師の指示のもと速やかに対応します。
 - ② セラピストとの連携
担当セラピストと協力して療育内容の充実を図ります。
- (4) 地域との連携
 - ・保育所・幼稚園への就園を希望する園児に対し、保育所・幼稚園の情報を提供するとともに、就園後においても就園先と情報交換を行うなどの連携を図ります。
 - ・「母の会」と連携して学校見学を実施するなどの就学支援を行います。
 - ・並行通園をしている児童の通園先を訪問し、情報交換します。
 - ・卒園児の卒園後の状況把握のため、学校関係者と意見交換をするなど連携を図ります。
 - ・実習生、見学者、体験学習者、ボランティア等を積極的に受け入れ、外部との交流を促進します。
- (5) 研修・学習会への参加
 - ① 施設外研修
職員の資質向上のため、県内の各種研修会への参加や給食担当者研修会などに参加します。
 - ② 施設内研修
児童の療育を充実させるため、リハ療育課との合同学習会を適宜行います。

5 人員配置

- ① 専任職員
園長、保育士、児童指導員、栄養士、調理員、運転士
- ② 関係職員
医師、看護師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

児童発達支援センターさくらんぼ園（親子通園部門）

1 運営方針

障害のある就学前児童を対象に、母子同伴での保育、集団療育を実施し、基本的動作を習得させたり、集団生活に適応したりすることができるようにします。

集団療育を行うに当たっては、遊びや活動を通じて、障害の種類や程度、年齢などを考慮した発達支援を行うようにします。

2 事業概要

心身の発達が気になる児童に対し、母子同伴での小集団活動（障害種別に応じたグループ編成）を経験してもらい、日常生活における基本的な動作の習得や集団への適応訓練を行います。

3 現状と課題

【現状】

- ① 障害種別のグループによっては、1グループの利用者数が多くなり、十分な対応ができない場合もあります。
- ② 児童（保護者）にとって初めての集団活動であるため、戸惑いがよく見られます。
- ③ 子育てに対して不安を感じている保護者が多いため、様々な相談への対応が求められています。
- ④ 他機関のサービスや就園に関する相談が増えています。

【課題】

- ① 障害種別に応じた午前・午後のグループの構成について検討を行い、療育内容を充実させる必要があります。
- ② 年度途中から保育園等へ通園する児も増えてきていますので、通園先（未就園児クラス、お遊び教室）を訪問し集団参加の様子を観察するなど、当該児への支援や園への支援が必要です。
- ③ 保護者が求める地域の情報をソーシャルワーカーと共有相談し、社会資源の活用、情報の提供を行う必要があります。

4 実施計画（目標）

- ① 未就園児グループでは、ADL（日常生活動作・活動）を高めるための療育を中心に行います。
- ② 早期療育グループでは、年齢、発達の特徴等を考慮した療育を行います。このため保育士や療法士が関わるグループを編成し重点的に療育するようにします。
- ③ 就園児童や就園を予定する療育・課題グループでは、行動調整、社会性、基本的身体能力、認知力を育むことを目的とした療育を行います。

- ④ プール療育を週1回(14:30~16:00)に実施します。
- ⑤ 保護者を対象とした勉強会を実施し、保護者支援を充実させます。
- ⑥ 以下の年間行事を実施します。

実施時期	行 事 名	実施時期	行 事 名
5月	遠 足	12月	クリスマス会
8月	プール	2月	豆まき
10月	運動会、遠足		

- ⑦ 毎月1回避難訓練を行います。

5 人員配置

① 専任職員

園長、保育士、児童指導員

② 関係職員

医師、看護師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

診 療 所

1 運営方針

発達に問題のある小児や障害児・者を診断し、診断の結果を踏まえて治療、療育並びにリハビリテーションを行います。また、地域社会での生活向上を目指して、センター内外の各部門（特に児童発達支援センター「さくらんぼ園」等）及び関係諸機関（学校、保育園、幼稚園等）との連絡・調整を行って、発達支援のためのネットワークの強化を図ります。

2 事業概要

心身に障害を持つ児・者若しくはその疑いのある児・者に対し、診療と治療（薬物治療を含む。）、発達評価若しくは障害評価を専門的に行います。また、個別計画に基づき、医師またはセラピストによる療育とリハビリテーションを実施します。

3 現状と課題

(1) 診療

【現状】

- ① 医師増員により、相談受付から初診までの待機期間が1～2か月と短縮されました。
- ② 昨年に引き続き、ADHD（注意欠陥・多動性障害）治療薬をはじめ、薬物治療対象児が増え、月1回の処方のための診察が激増しています。
- ③ 診察だけでなく、対象児を取り巻く環境調整のため、親支援、学校、園への支援が必要であり、電話相談、学校訪問等に充てる時間も増えていきます。
- ③ 精神通院診断書、特別児童扶養手当診断書作成が増加しています。また、障害者年金診断書作成が小児科医でも可能となったため、当センター療育歴のある方々からの診断書作成依頼が徐々に増えていきます。
- ④ 長崎市乳幼児発達健診からの紹介だけでなく、園・学校からの紹介、保護者からの直接相談が増えており、長崎市における発達障害に対する診療・療育のセンターとしての認知が広がってきています。

【課題】

相談受付から初診までの待機時間が短縮されましたが、初診から追加評価・療育開始までの期間延長を余儀なくされています。スムーズに療育が開始されない、療育頻度が少ないことへの保護者の不安、不満もあり、今後、療育体系、セラピストの増員等の課題があります。

(2) 療育・リハビリテーション

【現状】

- ① 新患児の増加により、評価までの待機時間がかかる状態が続いており、訓練回数や、時間等の検討をせざるを得ない状況にあります。

- ② 担当児の通う園や学校の先生からの相談が増えたことにより、共に支援の方法を考える機会も増えてきました。

【課題】

- ① 療育時間や療育頻度の検討が必要です。また、センターだけでなく地域の訓練機関で訓練が受けられるようなシステム作りが必要です。
- ② 訓練後の保護者や園・学校へのフォロー体制を充実させる必要があります。

(3) 巡回相談

【現状】

- ① 昨年度に比べ年度始めの申し込み数が増えています。
- ② 複数回の巡回や継続的な巡回の要望があります。
- ③ 一度に10名以上の相談を受けることがあります。

【課題】

- ① 相談の人数が多い場合には訪問日等の調整が難しく、より効率的な方法へと変えていく必要があります。
- ② 園の中で心配のあるお子さんでも、保護者の意識がない場合には適切な療育・支援へつながらないことがありますので、保護者の理解を得るなどのルール作りが必要です。

(4) 学齢期の発達障害児への療育支援

【現状】

- ① 低学年のグループより、高学年のグループの参加が多い傾向にあります。
- ② 個別に対応している学童も増え児の在籍する担任の先生方とともに支援方法について話す機会が増えています。

【課題】

終了の目安を設け、保護者や学校の先生方への支援を強化していくことが重要です。

(5) 発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援（ペアレント・トレーニング）

【現状】

- ① 課題としていた知的に軽度な遅れのある子どもの保護者へのペアレント・トレーニングを実施しました。
- ② 家庭・仕事の都合や保護者自身の心理的な要因で、途中から参加が難しくなった保護者がいました。

【課題】

ペアレント・トレーニングにお誘いする最初の段階で、内容や回数や時間帯、参加に当たっての条件（欠席なく10回参加すること、宿題をやってくことなど）をより明確に伝え、参加の希望を聞くことが大切と思われます。参加者の意識を高める意味でも、特に、就学後の保護者の方には最初に10回分の受講費を一括で払っていただくことも検討する必要があると思われます。

4 実施計画（目標）

(1) 診察

平成26年度は週11件、1か月約45件の新患を診察予定で、相談から初診までの期間を1～2か月にすることを目標とします。

(2) 療育・リハビリテーション

- ① 訓練を開始するに当たっては、訓練の目的やそれを達成するために、どのような訓練内容が必要なのかを保護者に分かりやすく伝え、保護者と合意のもとで進めることを更に徹底します。
- ② 保護者の面接を充実させることで、子育てに対する不安の軽減を図ります。
- ③ よりよい療育を目指すために研修会等に積極的に参加し、最新の評価及び訓練方法の技術を習得するように心掛けます。
- ④ 定期的な勉強会（月1回）を継続し、それぞれのセラピストのスキルアップを図ります。
- ⑤ センターだけでなく、児の通う園や学校と協力して、より適切な療育につなげるようにします。

(3) 巡回相談

- ① 効率的に巡回相談を行うために次の方法を検討します。
 - ・巡回相談の担当職員を置く。
 - ・対象を、センター受診歴のないお子さんを中心とする。
 - ・相談人数、曜日を指定して行う。
 - ・保護者の了解を得る等のルールを設ける。
- ② 心配のある子どもたちを園の中で育て、早期発見・早期支援をするために、他の機関と連携をとって役割分担するなど、巡回のあり方について検討します。

(4) 学齢期の発達障害児への支援

学童グループの支援のあり方として、次の項目を実施します。

- ① 学童グループについて終了の目安を設定します。
 - ② 学校の先生への支援を強化することで、療育の場を学校中心とします。
 - ③ 個別支援を充実させ様々な相談や問題にも対応できるように、職員の自己研鑽を行うほか、他施設への見学や研修などを実施し、職員一人ひとりのスキルアップを図ることで、よりよい療育環境を作るようにします。
 - ④ 中学生以降のお子さんに対しては、より適切なサービスがないかの情報収集を行い、支援の在り方を検討します。
- (5) 発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援（ペアレント・トレーニング）
☆各グループ4～6名、年間2グループ実施します。
対象の保護者がいる場合には、小グループについても適宜行います。

5 人員配置

① 診察

小児科 : 常勤医師2名、非常勤医師2名（週2回、週1回）

整形外科 : 常勤医師1名

精神科 : 月1回の非常勤医師

看護師 : 3名

② 療育・リハビリテーション・巡回相談・学童期の支援・ペアレント・トレーニング

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等

母子生活支援施設（白菊寮）

1 運営方針

施設の運営に当たっては、長崎市立白菊寮の運営理念及び基本方針に則り、入寮者の基本的人権を尊重しつつ、精神的・経済的に不安定な母子家庭を安心安全な環境のもとで保護するとともに、個々の母子の家庭生活や稼働状況に応じ、就労、家庭生活並びに児童の養育等、母子家庭が直面するあらゆる問題についてその解決の場を作り、自立して社会生活に適応できるよう支援します。

2 事業概要

(1) 施設の概要

- ① 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
(延床面積 841.71 m²、敷地面積 2,391.33 m²)
- ② 部屋数等 母子室 14 室（便所付）
 - ・ 6 畳・3 畳板張・押入 : 6 室
 - ・ 6 畳・4.5 畳・3 畳板張・押入 : 8 室
 - ・ 共同スペース：調理室、洗濯室、浴室 3 か所
 - ・ その他：集会室、相談室、事務室

(2) 対象者

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童。

(3) 支援の内容

- ① 安心して住める住居の提供
- ② 家庭生活基盤形成の支援
 - ・ 安定した生活に必要な日常生活支援
 - ・ 家計及び健康管理の支援
 - ・ 生活相談及び心理的課題への対応
 - ・ 子育て等の相談・助言
 - ・ 就労支援
- ③ 子どもの養育・学習支援及び進路悩み等の相談支援
- ④ 自己決定や自己選択による自立支援計画に基づいた自立支援
- ⑤ 関係機関等との連絡調整
- ⑥ 退所者支援

3 現状と課題

【現状】

- ① 平成 26 年 3 月 1 日現在での入所者は、9 世帯 23 人です。
- ② 白菊寮には現在、母子室が 15 室ありますが、浴室、調理室、洗濯室は共同使用となっています。なお、入寮者の浴室利用の利便性を図るため、母子室 1

室を浴室（2か所増設）に改造しましたので、母子室は14室となります。

- ③ 職員体制は、平成25年度に母子支援員1名と非常勤の少年指導員1名を増員しましたので、寮長1名、母子支援員2名、少年指導員兼事務員1名の計4名の常勤職員と非常勤職員1名の体制となり、土日の2名体制を確保できるようになりました。勤務時間は土・日・祝日を除き、午前7時30分から午後8時00分までで3タイプの交代勤務としています。（土・日・祝日は午前8時45分から午後5時30分まで勤務。）

【課題】

- ① 現在の白菊寮は、台所、浴室、洗濯場が共同使用であるため、利用者のプライバシー確保が課題です。
- ② 近年の傾向として、それぞれに個別的な専門的支援を必要とする世帯が多くなっています。特に知的・精神的なケアができる心理療法担当職員の配置や関与などが望まれます。

4 実施計画

- ① 自己評価を実施するとともに第三者評価を受審し、今後の取り組むべき課題を把握します。
- ② 本年度に長崎市で開催される九州ブロック母子生活支援施設大会・研究協議会に参加するなどして、職員の資質と処遇技術の向上に努めます。
- ③ 白菊寮のホームページの作成を検討します。
- ④ 定例行事の開催
- ・ 月例集会：毎月
 - ・ 防災訓練：毎月1回（総合訓練年1回）
 - ・ 個人指導、保護者面接：随時
 - ・ 子供会、読書会：随時
 - ・ 学習会：月～金（春休み、夏休み、冬休みは、その期間ごとに実施）
 - ・ 保護者会：学期毎
- ⑤ 年間行事等開催予定

4月	進学懇談会	10月	運動会（自治会参加）
5月	こどもの日会、母の日会	11月	ハイキング
6月	保健衛生についての勉強会	12月	クリスマス会、親睦会
7月	七夕まつり集会	1月	新年集会
8月	市民大清掃への参加	2月	節分祭集会
9月	健康診断	3月	雛祭り集会、健康診断

- ⑥ 各種会議
施設運営に関する事項について、効率的かつ円滑な運営を図るため、各種会議（職員会議、処遇会議、関係機関との会議等）を開催します。
- ⑦ 地域との交流
施設に対する理解が得られるように地域行事等に参加します。

⑧ 施設整備

入寮者の居住環境を充実したものにするため、安全管理等を含め施設全体の環境整備に取り組めます。

5 人員配置

① 専任職員

寮長、母子支援員、少年指導員兼事務員

② 非常勤職員

少年指導員補助（調理員等）、嘱託医師